

## 神戸地方裁判所委員会（第4回） 議事概要

### 1 日時

平成16年10月19日（火）13：30～16：00

### 2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

### 3 出席者

（委員）浅田文子，加藤敏員，酒井茂樹，角田嘉宏，芹田健太郎，田畑勝茂，  
玉岡かおる，林醇，福田康代，藤野亮司，村上早百合，森岡安廣，  
吉田博（五十音順。敬称略）

（庶務）舟橋信夫，森田博，寺田行廣，西山実，吉田進，米沢弘治，木村貴志

（オブザーバー）岩谷憲一神戸簡易裁判所判事，橋本一神戸地方裁判所判事

### 4 議題

- (1) 新委員長の選任
- (2) 第3回神戸地方裁判所委員会以降に改善した点及び取り組んだ点について
- (3) 調停委員及び司法委員についての説明
- (4) 「調停委員及び司法委員について」の意見交換
- (5) 検察審査会についての説明
- (6) 裁判員制度についての説明
- (7) 次回テーマ
- (8) 次回期日

### 5 議事

#### (1) 新委員長の選任

松山恒昭委員長が転出したため，芹田健太郎委員長代理の議事進行により，  
林醇委員が委員長に選任された。

#### (2) 第3回神戸地方裁判所委員会以降に改善した点及び取り組んだ点について

神戸地方裁判所のホームページへのアクセス数がカウントできるようになったこと及び神戸地方裁判所のホームページが「神戸地方裁判所」の単語で検索できるようになったこと、ホームページの記載内容の充実について内部で検討していること、神戸裁判デー、出前講義及び裁判員制度に関する広報活動について、事務局から説明した。

なお、 の実施結果については、ホームページのお知らせコーナーに掲載している。

### (3) 調停委員及び司法委員についての説明

委員の了解を得た上で、神戸簡易裁判所岩谷憲一簡易裁判所判事から説明（クリックすると説明へ）

### (4) 「調停委員及び司法委員について」の意見交換

委員長：市民が調停委員となって民事の紛争に関与して、それを解決するという調停制度について従前から御存じだったでしょうか。また、調停制度についてどのような御感想や御意見をお持ちでしょうか。

委員：多くの法廷ものの小説や映画などで、裁判に至るまでに調停という制度があるということは一般市民も知識として知っているのではないかと思います。

裁判員制度については、今後こういう制度が始まりますよということで、今マイナス面ばかりが報道されているような気がしますので、こんなにお役に立って皆さんの日常生活にプラスにもなるし、充足感を得られるし、もちろん割いた時間に対しての規定額はお支払いしますよというふうなことを広報の中に入れていけば、国民の皆さんの意識も変えていけるんじゃないかなという気がします。

委員：裁判所というところが実際に具体的には何をしているのかということは、一般常識的には分かっているが、実際その場で見させていただくと、大変印象深く受けました。1つは非常にお忙しいという中で短時間で、しかも明快に処理をなさっているということにびっくりしました。

もう1つは、私は外国の裁判制度というのを全く知らないんですけども、調停というのは非常に日本的な感じを受けました。一方から話を聞いて、その話を一方に伝えて幅をどんどん縮めていく。当事者間のトラブルを発展させないで、非常にうまく収束させていらっしゃるというのは、非常に日本的でいい制度だなというふうに感じました。あと、司法委員の方も見学させていただいたんですけども、こちらはだれでもできるというものじゃなくて、かなり専門的な知識がなければ難しいんだなという印象を強く持ちました。

委員：司法分野全体に女性の参画が少ないということで、民事調停委員の方も女性は1割足らずということで、調停などで以前に逸失利益で男女の命の値段が違うということが話題になったこともありますように、どちらかというと女性の意見が反映されにくいというふうな印象を持っておりますので、今後の検討課題として、女性の調停委員を増やす方向で考えていただきたいと思っております。

いきなり調停委員として仕事をするのも難しいと思いますが、講習などどのような仕組みになっているのでしょうか。

オブザーバー：初任の調停委員の研修はごく普通の初歩の研修でございます。それ以外に中堅の方については具体的な事例研究をやります。それから、問題ごとの研修も別途ございます。そのほかに今度は裁判官、調停委員、司法委員、それから裁判所の書記官を含めた協議会等もございませう。そのほかに、調停委員の方たちで自主的に年に3回ほど研修をしています。

委員：調停委員にマニュアルのようなものがあるのでしょうか。

オブザーバー：特定調停についてはまとまったものがございませう。それ以外につきましては特にございませう。特定調停の場合は事件ごとの個性がほとんどありません。ところが、その他の調停は事件の中身にも個性があったり、それから当事者の事情などもやや個性が強かったりして、余

りまとめておくかどうかというとそのひとり歩きの弊害の方がちょっと心配だなということで手をつけないでおります。

委員長：調停に参考になる事項については、いろいろな文献を置いてあります。

裁判所といたしましても、調停に必要な能力をお持ちで、かつ、豊かな人格、識見をお持ちの方を調停委員として選任したいわけです。一体どういうところに依頼すればそういうすばらしい人がいるのか、どなたか御意見を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員：40歳から60歳までの女性たちで働き場所を見つけられないという方は、今大変多いです。委員会を設けて調停委員を選定するのであれば、候補者は沢山いた方が、いい人も沢山こられるのではないかと思います。女性の団体は沢山ありますので、NGOもたくさんありますし、従来型の婦人会もありますので、そういうところに持っていけば幾らでも候補者が出てくると思います。

委員：消費者の相談員協会などがございますので、そちらの方は少し専門的な勉強もしておりますので、そういうところには多少は興味を持っている方がいるんじゃないかと思います。

委員：ホームページを活用していただけたらなと思います。ホームページの中で調停委員になってみませんかというふうなことを呼び掛けていただくというのは大変意義のあることだと思います。

ホームページについては、いろいろ御意見も申し上げたかったんですが、もうちょっと庶民に親しみやすい作り方があると思うんです。相談の内容とかこんな方はいらしてくださいというような本当にホームページを見る方にとって必要な情報を出してあげるやり方で作っていただきたいんです。今の状況では、逆に裁判所側が伝えたい、こんなことを知ってほしいという情報ばかりになってます。

50代ぐらいの子育てを終わった主婦層というのであれば、例えば、高校

とか大学のPTAなり保護者会なり，あと入学式といったようなところでダイレクトにチラシが届くような配布の方法というのも考えてもいいんじゃないかという気がします。

委員：制度そのものについての言葉は知っているけれども本当のところは知られてないというところに人材確保の困難さがあると思います。結局はホームページも含む広報の有り様というところに戻ると思います。

私も先日，見学させていただいて，司法委員制度あるいは調停の制度という言葉は知ってましたけれども，あの場において相当インパクト強く感じさせていただきました。ですから，傍聴をもっと多くの皆さんにさせていただければ，中にはやってみようかという人は出てくるんじゃないかなと思います。単に傍聴できますよということだけを言うのではなくて，もっと積極的に傍聴してくださいということを広報すれば，もっと大勢の方がインパクト強くその制度について感じられるんじゃないかなということを感じました。

委員：経済団体などで活躍しておられた方でOBになられた方は，調停委員や司法委員になることができる方もいるのではないかと思います。それから，奉仕団体に活躍している方なども含めて，候補者の間口を広げてお考えになってもいいんじゃないかと思います。それからもう1つは，民生委員という制度は本当にボランティアで行っています。そういう立場の人というのは意外と女性の方が多いんです。そういう方も1つの大きな候補源ではないかと思っています。

もう1つ，選任されるとき基準をはっきりさせる必要があるのではないかと思います。

委員：ホームページを見ますと裁判所見学の感想がございまして，初めは怖いところだと思ったというのが大多数の方が感想として書いておられましたので，1人でも多くの方が裁判所に来るチャンスがもっともっと欲しいと思っています。

また、調停成立後にどのくらいの割合で完済できているのか知りたいですので、追跡調査などもできればいいのではないかと思います。

調停委員の定年は70歳ということですが、その後も、裁判所のボランティアとかの形で残って、もっと活躍していただく場を作っていただけたらと思います。

以前にもお話が出ていましたが、サラリーマン等、昼間出かけている人たちも多いと思いますので、月に1回くらいは1、2時間延長するといったような夜間調停についても実施していただけたらと思っております。

(5) 検察審査会についての説明

刑事首席書記官から検察審査会制度について説明

(クリックすると説明へ)

(6) 裁判員制度についての説明

委員の了解を得た上で、橋本一神戸地方裁判所第1刑事部判事から説明

(クリックすると説明へ)

(7) 次回テーマ

裁判員制度の広報活動について

(8) 次回期日

平成17年2月22日(火) 14:00～16:00

### (3) 調停委員及び司法委員についての説明

- ・ 今司法に対する国民の参加ということが広く言われているが、調停委員、司法委員という制度もその1つだと考えていい。
- ・ 調停は、市民間の紛争について調停委員会がその紛争を調整し、妥当な解決をするということであり、司法委員は、訴訟に参加して民事紛争について当事者間で和解を進めたり、あるいは裁判所が判決をするについて適切な、あるいは必要な意見を述べるというようなことを役割としている。
- ・ 調停制度は、既に大正11年に借地借家調停法があり、現在の民事調停法も昭和26年に施行された。一方、司法委員制度も、昭和24年施行の民事訴訟法に規定されている。
- ・ 調停委員になる資格は、特に一定の資格とか技能とかといったことは要求されておらず、規定上はその紛争の解決に有用な専門的知識を有する者、又は社会生活の上で豊富な知識、経験を有する者で人格、識見の高い、原則として年齢が40歳以上70歳未満の者とされている。
- ・ 調停委員の選任の方法は自薦、他薦を問わず、書面審査、面接審査をした上で候補者を絞って、最終的には最高裁判所が選任する。調停委員の任期は2年である。大体調停委員は年間2回、4月1日と10月1日に選任する。
- ・ 調停委員の地位は非常勤の国家公務員ということになり、国家公務員法の適用を受ける。
- ・ 調停委員には、無職が多く、それから、資格を持っている人が多い(不動産鑑定士、公認会計士、税理士、社会労務士等)。また、弁護士も多数を占めている。
- ・ 調停事件では、簡易裁判所の民事調停事件数の増加は、特定調停事件数の増加が最大の原因だと思われる。特定調停というのは、分かりやすく言えば、多重債務者の生活再建のための手続ということになる。
- ・ 司法委員の選任される資格も法律上、良識のある者、その他適当と認めら

れる者と規定されている。法律上の年齢制限はないが、神戸では調停委員と同じように40歳以上70歳未満と定めている。

- ・ 司法委員の選任方法は、調停委員の場合と同じく自薦、他薦を問わない。司法委員の任命は、神戸では、神戸地方裁判所が選任する。司法委員は任期は1年である。

司法委員は、簡易裁判所の民事訴訟に関与して、和解を進めたり和解の補助としたりしているが、裁判について専門的な意見あるいは専門的でなくても一般社会常識的な点から見た意見を述べるということもある。

- ・ 司法委員も非常勤の国家公務員である。



#### (5) 検察審査会についての説明

- ・ 検察審査会は国民の司法参加の1つで、プロによる刑事手続の中に国民の声を反映させようということで、昭和23年7月に発足し、全国で201、神戸には6つの検察審査会がある。
- ・ 検察審査会の仕事は2つあり、1つは検察官のなされた不起訴処分についての当否についての審査と、もう1つは検察事務の改善についての建議、勧告となっている。主要なのは不起訴処分の当否の審査ということで、裁判員制度との違いを見ると、検察審査会制度は公訴の提起がされなかったことについて審査する制度だが、裁判員制度の方は公訴を提起された事件について審理などに参加する制度という違いがある。
- ・ 検察審査会制度ができた理由は、その前提として、国家訴追主義、起訴便宜主義というものがある。犯罪が発生すると捜査が行われ、検察官が裁判所へ起訴するかどうかを決めるということになっているが、我が国では公訴は検察官のみが行うということ（国家訴追主義）になっていて、その一方で訴追を必要としないときには公訴を提起しないことができるということ（起訴便宜主義）になっている。公訴が提起されないと、被害者などについては何らかの不満が残ることがあるので、この不起訴処分の当否を審査しようということでこの制度ができ上がった。
- ・ 昨年度の神戸の審査事件では、交通事故関係のものが多かった。
- ・ 検察審査会の組織は、衆議院議員の選挙権のある人の中から11人の検察審査員を選ぶというもので、そのほかに、検察審査員が欠けたときなどに備えて補充員を11人選ぶということになっている。任期は6か月で、3か月ごとに半数ずつの改選を行っている。選任の流れは、まず、選挙管理委員会でくじを引いて候補者400人を選び、その名簿を検察審査会にもらう、そして、検察審査会で年に4回くじを引いて、検察審査員と補充員を決めている。

- ・ 検察審査会には事務局があり，この職員には裁判所の職員が充てられている。ただし，検察審査会という組織は，あくまで検察審査員で構成されている組織で，裁判所の中に事務局があるが，裁判所とは別の組織である。
- ・ 検察審査会議に出席すると日当，交通費等が支払われる。
- ・ 検察審査員に選ばれると，宣誓をする義務，知り得た秘密を守らなければならない義務が課せられている。
- ・ これまでに検察審査員に選ばれた人は，去年の神戸のデータでは，年齢層は60歳以上の人が多く，職業的には会社員，学生，主婦などが多い。
- ・ 検察審査会議の流れは，申立て 会議 議決となっている。審査会議は検察審査員11人全員の出席がないと開催できず，この会議は非公開となっている。議決は主に，起訴すべきであるという「起訴相当」，集まっている捜査資料だけで不起訴という結論を出したのは納得ができないという「不起訴不当」，検察官の不起訴に問題がなかったという「不起訴相当」の3つがある。議決は検察審査員の過半数でできるが，「起訴相当」という議決に8人以上の多数である必要がある。議決が出ると議決書を検事正等に送り，議決要旨を裁判所にある掲示板にはり出し，また，申立人にも送付している。なお，議決には拘束力はない。

委員：議決の後の処理について補足説明させていただく。

議決は「起訴相当」，「不起訴不当」，「不起訴相当」と3つあるが，「不起訴相当」の場合は検察官の判断が是認されたということで，その後は何も行わない。しかし，「起訴相当」若しくは「不起訴不当」となり議決書の送付を受けると，法律上は規定がないが，大体元の処理をした検察官よりは上位の者を主任検察官として，再度捜査をした上で判断し，高等検察庁に報告を上げて，その了解を得ることになっている。そういう意味では慎重な処理を行っている。

## (6) 裁判員制度についての説明

- ・ 今年5月21日に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立し、5月28日に公布された。その日から5年以内に裁判員制度がスタートをする。
- ・ 裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にはどのような刑にするかということを経験官と一緒に決めてもらう制度といえる。「裁判員」という言葉と刑事裁判に参加してもらい、有罪かどうかということと有罪の場合にどのような刑にするかという点について裁判官と一緒に決めてもらうというところに特色がある。
- ・ 裁判員制度を導入する理由は、大きく分けて3つある。1つ目は、国民が裁判の過程に主体的に参加することによって、司法が自分たちのものであり、自分たちも責任を負担しなければならないという意識を持ってもらうこと。2つ目は、刑事裁判にプロではない目を入れて多角的な視点を反映させるということ。3つ目は、当事者が裁判員に対して法廷で分かりやすい訴訟活動をしなければならないということになり、結果として国民に対する分かりやすい裁判が実現するというところにある。そして、このような分かりやすい裁判を実現することによって、国民にとって司法が身近になり、司法が身近になれば自分たちのものだという意識ができ、守らなければならない、責任も負担しなければならないということになるのではないかと思う。
- ・ 我が国では平成11年7月に司法制度改革審議会の第1回の会議が行われ、そこから裁判員制度の具体的な話が始まっていった。元々の裁判員制度が始まるまでの背景としては、まずバブルが崩壊して日本経済を立て直さなければならないとなったときに規制緩和という形でそれにこたえていくということになった。規制緩和が行われると、紛争が激化又は多様化するということになり、それに対応する司法制度の強化が必要となった。その一方、世界がグローバル化されてきて、日本でも安全神話が崩壊してきた。規制緩和の中、安全神話の

崩壊した社会で国民一人一人が自由に活動できるようにするためには刑事司法がしっかりしなければならない。そのために、司法制度改革審議会で、刑事裁判の充実、迅速と被疑者の公的弁護の必要と司法手続の国民参加の3つが出てきた。その3つ目の話が裁判員制度という形で結実していった。

- 裁判員に参加してもらう刑事裁判は、第1に死刑又は無期懲役、禁錮に当たる罪。当たるということなので、そういう判決を宣告しなければならないというわけではなく、法定刑に入っているだけでよい。第2に法定合議事件であって故意に犯罪行為により被害者を死亡させた罪となっている。
- 陪審員制度は事実認定を陪審員だけで行う制度で、裁判官と一緒に審理を行う裁判員制度とは異なる。裁判員制度は、裁判員も裁判官と一緒に事実認定をするもので、しかも、例えば、証人や被告人に自ら質問をすることもできる。そして、裁判官と裁判員が協議をして、最終的な結論（評決）を決めることになる。評決は過半数で決まるが、裁判員のだれもが賛成しない、あるいは裁判官のだれもが賛成しないときには、幾ら過半数でも成立しないということになっている。そして、判決宣告に立ち会うことになる。
- 裁判員の参加する刑事裁判を刑事手続の流れから見てみると、通常の刑事裁判は、まず起訴され、次に公判の審理が行われ、裁判官が協議して、判決を出す。裁判員が参加する手続の流れは、起訴までは一緒だが、裁判員が参加する前に、公判の審理を効率的に行うために、当事者で事前準備と争点整理を行い、それから裁判員の選任手続を行う。そして、公判の審理をする。その後、裁判官と一緒に評議を行い、判決を出すことになる。
- 裁判員の選任方法は、まず、選挙管理委員会がくじで選んだ一定数の有権者の名簿を作成し、それが裁判所に送られてくる。それを基に裁判所が裁判員候補者名簿を作成し、具体的に裁判員の参加する事件がきたときに、その名簿から抽選でその事件の裁判員候補者を選び、候補者には裁判所に来ってもらう。候補者数は、裁判員6人と裁判員に不測の事態があったときの補充員が選任手続

の結果残るために必要な数の人が呼び出される。その上で裁判長が、候補者に対し裁判員にふさわしい人かどうか質問を行い、公平な裁判をできないと思われる人が外される。また、検察官及び弁護人は、一定の人数の候補者をこの人を裁判員にしないでくださいということを理由なしに言える。これは陪審制度を行っている国などでは当然のように採られている制度で、これにより残りの人たちは当事者から見ても公平な人たちであり、その裁判員が参加した裁判の結論なんだから納得ができるということになる。候補者に残った人の中からもう一度公平な方法で最終的に必要な数の裁判員等を選任をすることになる。

- ・ 兵庫県では、年間100件強ぐらいの裁判員の参加する事件があると思われる。最終的に6人の裁判員と一定数の補充員が残るために、不適格な人や呼び出してもこない人を考えて候補者数を出して計算すると、兵庫県では1年に概数で783人に1人という試算結果が出たことがある。日本全国の平均では、330人から660人に1人というような試算結果が出ている。何か多いなと思われるかもしれないが、1人に置き換えると、783年に1回当たるといふふうに言えるとも思われる。
- ・ どういう人が裁判員になるかということ、基本的に選挙権を有する人ということになっており、あとは除外要件に当たらない人ということになる。また、裁判員になれるけれども辞退できることもある。
- ・ このような裁判員制度が5年後までに始まることになっていて、それなりに法的な整備が始まっているにもかかわらず、新聞のアンケートなどによると、裁判員制度が始まったからといって刑事裁判が良くなるとは思わないという人が半分ぐらいいたり、自分はやりたくないという人が非常に多くいるので、こういう状態で裁判員制度がスタートしてしまうというわけにはいかない。まずは裁判員制度が始まったときに備えて、今の刑事手続から効率的にしておくということで、事前準備や争点整理を強化するという方向での制度が始まる。刑事裁判が非常に早く進む、あるいは分かりやすく進むということが国民に周知

できた段階で裁判員制度がスタートできるように，そういう二段構えで法律は作られている。

- ・ その中で裁判員になっていただくべき国民の皆さんに周知や理解を図っていかねばならないということで，法曹三者と政府でいろんな広報活動を今後も繰り返し広げる予定になっている。すでにホームページはもちろん，パンフレットを作成し，ポスターを駅などいろいろな所にはっている。今後はこれらに加えてビデオを作成し，テレビでの広報なども考えられているし，裁判官がいろんな出張の講演会をやったりすることも考えられている。このようなことを踏まえて，裁判員制度を早く国民の皆さんに周知して，円滑に裁判員制度の導入が進められるようにしていきたいと思っている。